

2019（令和元）年10月1日の消費税率引上げに伴う改正内容について

2019（令和元）年10月1日の消費税率引上げに伴う介護報酬の改定が、同日より行われました。

「区分支給限度基準額」及び「居宅介護支援費」「介護予防支援費」の改定について、『七訂 介護支援専門員実務研修テキスト』における該当箇所は次のとおりです。

2019年11月

一般財団法人長寿社会開発センター

[改定前]

表 1-7-3 居宅サービス及び地域密着型サービスのうち、区分支給限度基準額に含まれない費用、適用されないサービス

要介護度	限度基準額 (1 か月)	限度額が適用されるサービスの種類【限度額に含まれない費用】
要支援 1	5,003単位	①訪問介護【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／介護職員処遇改善加算】
要支援 2	10,473単位	②訪問入浴介護【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
		③訪問看護【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／サービス提供体制強化加算】
要介護 1	16,692単位	④訪問リハビリテーション【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算】
		⑤通所介護【中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
要介護 2	19,616単位	⑥通所リハビリテーション【中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
		⑦福祉用具貸与【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算】
		⑧短期入所生活介護【サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
要介護 3	26,931単位	⑨短期入所療養介護【介護老人保健施設の緊急時施設療養費（緊急時治療管理・特定治療）と特別療養費／介護医療院の緊急時施設療養費（緊急時治療管理・特定治療）と特別診療費／病院・診療所の特定診療費／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
		⑩特定施設入居者生活介護（＊1、2）【介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算】
要介護 4	30,806単位	⑪定期巡回・随時対応型訪問介護看護【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
		⑫夜間対応型訪問介護【サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
		⑬地域密着型通所介護【中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
要介護 5	36,065単位	⑭認知症対応型通所介護【サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
		⑮小規模多機能型居宅介護【中山間地域等提供加算／訪問体制強化加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
		⑯認知症対応型共同生活介護（＊1）【介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算】
限度基準額が適用されないサービス		⑰地域密着型特定施設入居者生活介護（＊1）【介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算】
		⑱看護小規模多機能型居宅介護【中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／看護体制強化加算／訪問体制強化加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算】
		①居宅療養管理指導
		②特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）（短期利用を除く）
		③認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
④地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）		
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

* 1 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、短期利用に限る
 * 2 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護については、要介護度に応じた限度単位数を別に設定

[改定後]

表 1-7-3 居宅サービス及び地域密着型サービスのうち、区分支給限度基準額に含まれない費用、適用されないサービス

要介護度	限度基準額 (1か月)	限度額が適用されるサービスの種類【限度額に含まれない費用】
要支援 1	5,032単位	①訪問介護【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
要支援 2	10,531単位	②訪問入浴介護【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		③訪問看護【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／サービス提供体制強化加算】
要介護 1	16,765単位	④訪問リハビリテーション【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算】
要介護 2	19,705単位	⑤通所介護【中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		⑥通所リハビリテーション【中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
要介護 3	27,048単位	⑦福祉用具貸与【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算】
		⑧短期入所生活介護【サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		⑨短期入所療養介護【介護老人保健施設の緊急時施設療養費（緊急時治療管理・特定治療）と特別療養費／介護医療院の緊急時施設療養費（緊急時治療管理・特定治療）と特別診療費／病院・診療所の特定診療費／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
要介護 4	30,938単位	⑩特定施設入居者生活介護（＊1、2）【介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		⑪定期巡回・随時対応型訪問介護看護【特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		⑫夜間対応型訪問介護【サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
要介護 5	36,217単位	⑬地域密着型通所介護【中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		⑭認知症対応型通所介護【サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
限度基準額が適用されないサービス		⑮小規模多機能型居宅介護【中山間地域等提供加算／訪問体制強化加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		⑯認知症対応型共同生活介護（＊1）【介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		⑰地域密着型特定施設入居者生活介護（＊1）【介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		⑱看護小規模多機能型居宅介護【中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／看護体制強化加算／訪問体制強化加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算】
		①居宅療養管理指導
		②特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）（短期利用を除く）
		③認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
		④地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
		⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

* 1 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、短期利用に限る

* 2 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護については、要介護度に応じた限度単位数を別に設定

■上巻 698 ページ：表 11-5-2

(なお、上巻 389 ページにおいても居宅介護支援費について紹介しています。ただし、これは事例における「居宅介護支援重要事項説明書」の一部として取り上げているものであり、改定前後の対照表としてはまとめていません。)

[改定前]

表11-5-2 居宅介護支援費の算定構造

基本部分				注	注	注	注	注
				運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(I) 要介護1・2 (1,053単位)	(2) 居宅介護支援費(II)(※) 要介護1・2 (527単位)	要介護1・2 (527単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
	要介護3・4・5 (1,368単位)		要介護3・4・5 (684単位)					
	(3) 居宅介護支援費(III)(※) 要介護1・2 (316単位)	要介護1・2 (316単位)						
		要介護3・4・5 (410単位)						
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(II) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(III) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(IV) 125単位 (31年度より)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(II) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算	入院又は入所期間中1回を限度 退院・退所加算 (I) イ450単位 退院・退所加算 (I) ロ600単位 退院・退所加算 (II) イ600単位 退院・退所加算 (II) ロ750単位 退院・退所加算 (III) 900単位							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)							
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)							
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算	(1月に2回を限度に +200単位)							
リ ターミナルケアマネジメント加算	400単位 (新設)							

※居宅介護支援費(II)・(III)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。

[改定後]

表11-5-2 居宅介護支援費の算定構造

基本部分				注	注	注	注	注
				運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(I) 要介護1・2 (1,057単位) 要介護3・4・5 (1,373単位)	(2) 居宅介護支援費(II) ※	要介護1・2 (529単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (686単位)					
	(3) 居宅介護支援費(III) ※	要介護1・2 (317単位)						
		要介護3・4・5 (411単位)						
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(II) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(III) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(IV) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(II) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 入院又は入所期間中1回を限度 退院・退所加算 (I) イ450単位 退院・退所加算 (I) ロ600単位 退院・退所加算 (II) イ600単位 退院・退所加算 (II) ロ750単位 退院・退所加算 (III) 900単位								
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算 400単位 (新設)								

※居宅介護支援費(II)・(III)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。

[改定前]

表11-5-4 介護予防支援費の算定構造

基本部分	
イ 介護予防支援費（1月につき）	(430単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

[改定後]

表11-5-4 介護予防支援費の算定構造

基本部分	
イ 介護予防支援費（1月につき）	(431単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

■介護職員等特定処遇改善加算について

○基本的考え方

介護職員の確保・定着につなげていくため、介護職員処遇改善加算に加え、介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。介護職員等特定処遇改善加算は、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員のさらなる処遇改善を行うとともに、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められています。

なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援は算定対象外とされています。

○介護職員等特定処遇改善加算のしくみ

介護職員等特定処遇改善加算は、サービス別の基本サービス費に介護職員処遇改善加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定します。介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

○介護職員等特定処遇改善加算の取得要件

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」などについて、複数の取り組みを行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること